

## ◇「社会教育委員」関係法令

### ●社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

#### 第四章 社会教育委員

##### （社会教育委員の構成）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

#### 第十六条 削除

##### （社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

##### （社会教育委員の定数等）

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

#### 第十九条 削除

### ●上尾市社会教育委員に関する条例（昭和49年上尾市条例第36号）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条及び第18条の規定に基づき、上尾市社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

#### （社会教育委員の設置）

第2条 本市に、上尾市社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

#### （定数）

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

#### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （解嘱）

第5条 上尾市教育委員会（以下「委員会」という。）は、委員が法第15条第2項に規定する者に該当しなくなった場合又は特別の理由がある場合は、委員の任期中においても、これを解嘱することができる。

#### （委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、委員会が定める。

## ◇上尾市社会教育委員 名簿

任期：平成22年7月1日から平成24年6月30日まで

氏名	役職名等	備考
荒牧 瑛子	生涯学習グループ代表	
宇高 良哲	文化財保護審議会会長	
内田富美代	上尾商工会議所女性会副会長	
小川 實	上尾市図書館協議会委員	
金子 禎伴	上尾市PTA連合会会長	
齋藤 武男	ボーイスカウト上尾市連絡協議会顧問	
鈴木 厚子	学識経験者	
土井 英明	人権教育推進協議会会長	
遠山 正博	上尾市体育協会副会長	
中村 卓	上尾市文化団体連合会会長	
山崎 孝吉	学識経験者	
堀越 洋子	上尾市立大石小学校長	
大宮 信行	上尾市立原市中学校長	